

山鹿市新型コロナウイルス感染症に伴う支援

(令和2年6月12日現在)

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる**市民のみなさまへ**～
生活・経済・子育て・教育に対する支援を実施します。

※詳しい内容については、お問い合わせ先にご確認ください。

経済と暮らし

売上が減少している事業者	観光産業事業継続応援事業	旅館・ホテル、バス・タクシー、土産物店、公衆浴場など。 支給 業種・経営形態に応じて20万円～150万円+創意工夫枠	■ 商工観光課 0968-43-1579
売上が減少している事業者	中・小規模事業者事業継続応援事業	売上が前年同月比で20%以上減少した中小・個人事業者。 支給 法人:30万円 個人事業者:20万円	■ ふるさと未来総室 0968-41-5673
すべての市民	脱コロナプレミアム商品券事業	市内の消費活動を活性化させるためプレミアム商品券を発行。 1冊1万3千円の商品券を1万円で購入。65歳以上には3千円商品券を配布。	
売上が減少している経営体(農林業者向け)	農業経営体緊急支援事業	JA鹿本、畜産農業協同組合、鹿本酪農協同組合など。 支給 業種・経営形態に応じて支援	■ 農業振興課 農業振興係 0968-43-1556
農林業収入が減少している農林業者	農林業継続応援事業	売上が前年同月比で30%以上減少した農林業者。 支給 法人:30万円、個人事業者:20万円	
売上が減少している中小企業(個人事業主含む)	新型コロナウイルス感染症対策緊急資金助成事業(中小企業資金)	熊本県新型コロナウイルス対策融資制度を活用した事業者。 支給 利子補給(3年間全額)	■ 商工観光課 商業振興係 0968-43-1579
農林業収入が減少している農林業者	新型コロナウイルス感染症対策緊急資金助成事業(農業資金)	緊急支援資金やセーフティネット資金を活用した農林業者。 支給 利子補給(3～5年間全額)、保証料全額負担	■ 農業振興課 担い手支援係 0968-43-1556

医療・福祉

福祉サービスを提供する事業者	福祉施設緊急対策事業	福祉サービス等を提供する事業者に対する支援。 支給 10万円+加算措置	■ 福祉援護課 障がい福祉係 0968-43-0052
生活困窮者支援	生活困窮者支援対策強化事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける生活困窮者に対する相談体制の強化。	■ 福祉課 生活自立相談窓口 0968-43-1167
離職・休業等により住居を失うおそれがある方	生活困窮者自立支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し住居を失うおそれのある方に対する支援。 支給 家賃相当額(限度額あり)【支給期間】原則3か月	■ 福祉課 生活自立相談窓口 0968-43-1167

医療・福祉

障がい者の介護サービス	自立支援介護・訓練等給付事業	外出自粛に伴い、通所介護サービスの利用をひかえる方に、訪問介護サービスを提供。	■ 福祉援護課 障がい福祉係 0968-43-0052
障害児支援	障害児通所等給付費	学校の臨時休校に対し、障害児通所サービスを提供。	■ 福祉援護課 障がい福祉係 0968-43-0052

教育・子育て

妊産婦の方へ	妊産婦緊急支援事業	感染予防の徹底や外出自粛に取り組む妊産婦を応援します。 支給 新生児1人につき10万円(R2年4月28日～R3年3月31日出生)	■ 健康増進課 保健総務係 0968-43-0050
ひとり親世帯の方へ	ひとり親世帯緊急支援事業	ひとり親世帯の子育てを応援します。 支給 1世帯につき3万円(1回)【基準日】R2年3月31日	■ 福祉援護課 児童家庭係 0968-43-0052
子育て世帯の方へ	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	児童手当の拡充。 支給 児童1人につき1万円(1回)【対象】4月受給者(一部3月受給)	■ 福祉援護課 児童家庭係 0968-43-0052
	副食費緊急支援事業	公立・私立の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等。 無償化 副食費を無償化(1号・2号認定) 減免 保育料の一部減免(3号認定) R2年6月1日～R3年3月31日	■ 子ども課 保育幼稚園係 0968-43-1514
	給食費緊急支援事業	子育て世帯の生活を支援します。 無償化 小中学校の給食費を無償化(R2年5月25日～R3年3月31日)	■ 教育総務課 学務係 0968-43-1638
	教育相談体制強化事業	就学前園児、児童生徒、保護者に対する相談体制の強化。 スクールソーシャルワーカー、教育支援員の充実。	

国・県(抜粋)

すべての市民	特別定額給付金	住民基本台帳に記載されている全ての市民。 支給 1人につき10万円	■ 市定額給付金窓口 0968-36-9166
売上が半減している事業者	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少した中小・個人事業者。 支給 法人:最大200万円 個人:最大100万円	■ 経済産業省 相談窓口 0570-78-3183
県の休業要請に応じた事業者	熊本県休業要請協力金	県の休業要請に応じた事業者。 支給 一律10万円	■ 熊本県 商工政策課 096-333-2828
売上が減少している事業者	熊本県事業継続支援金	売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した中小・個人事業者。 支給 法人:最大20万円 個人:最大10万円	